第5章 供用後の事後調査計画

供用後の事後調査計画は、表5-1、表5-2に示すとおりである。

表5-1 供用後の事後調査計画 (項目)

環境要素	事後調査 の項目	調査方法	調査時期	基準値又は目安とな る基準		
大気質	ダイオキシ ン類	「ダイオキシン類に 係る大気環境マニュ アル」(平成 20 年 3 月) に定める方法	, .	5 地点 ・馬場町会館 ・若草中央公園 ・青山小学校 ・関西電力変電所 ・馬場第2児童遊園	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の 汚濁(水底の低質の汚染を含む。)及び土壌 の汚染に係る環境基準	
低周波音	低周波音レベル	「低周波音の測定方 法に関するマニュア ル」(平成12年10月 環境庁大気保全局)に 準拠		敷地境界 1箇所	「道路環境影響評価 の技術手法 2007 改訂 版」に示す指標値	
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気 排出強度の算定の方 法」(平成7年環境庁 告示第63号)に定め る方法	供用開始1年目 2回/夏季 (施設稼働時、休 止時)	敷地境界 1箇所	自主規制 臭気指数 10	
地下水	地下水質	「地下水の水質汚濁 に係る環境基準につ いて」(平成9年環境 庁告示第10号)に定め る方法	4 回/年	観測井戸 4 箇所 (既設)	地下水環境基準	

表5-2 供用後の事後調査計画 (時期)

	事後調査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	ダイオキシン類		•			•			•			•	
平成30年度	低周波音レベル		•										
	臭気指数					••							
	地下水質	•	•			•			•			•	